

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

① 第三者評価機関名

株式会社 地域計画連合

② 施設名等

名称：	愛泉寮
施設長氏名：	藤井 美憲
定員：	80名
所在地(都道府県)：	埼玉県

③ 理念・基本方針

- ・キリスト教主義と児童福祉法の理念に基づいて運営している。
- ・一人ひとりの子ども達の育ちを保障するためのMission(展望・目標)、愛の泉の目指す展望を理解し愛泉寮の事業方針・計画に立脚したVision(展望・目標)を持ち、愛泉寮全体に対してまた、子どもへの愛情となるPassion(熱情・情熱)の在り方を確かめつつ、「明るい」「暖かい」「清潔な」「安全な」施設を実現し、地域社会に信頼される施設を目指す。
- ・一人ひとりの子どもを大切に育てる。(養育理念)

④ 施設の特徴的な取組

- ・小舎制の養育に不可欠なリーダー職員を3年で育成するため、1年間の集中的な研修プログラムをもち、育成システムとして定着させている。
- ・職員育成として目標管理を月に1回全職員が実施している。それらはグループ内で職員同士が確認し合い共有されている。その他に新任職員は入職して3か月のステップアッププログラムが組まれている。
- ・児童家庭支援センター「愛泉こども家庭センター」にてショートステイ・トワイライトステイの受け入れを行っている。ファミリーホーム「はやぶさの家」では高齢男児6名を養育している。
- ・地域の支援機関と協力して「あいせんフードパントリー」や「あいせん子ども食堂」の開催など、関係機関とのネットワークを活かし、地域の子育て支援に取り組んでいる。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2019/10/28
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2020/2/28
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成28年度

⑥ 総評

- ◇特に評価の高い点
- 小舎制養育体制の確立を目指した10年を集大成し、その歩み・仕組みを検証し、今後のあり方を実践の報告書として提言している
- 戦後間もなく戦災孤児等の保護を目的に設立されてから72年の歴史を振り返り、大舎制養育から完全小舎制養育への改革、小舎制養育になってからの課題の克服や今後の展望を示し、松島賞を受賞した。報告では、職員とともに編集にあたり、①施設における小舎制養育②家庭的養護が子どもの育ちに与える影響③家庭的養育と施設養育のあり方④自立支援に対する小舎制養育の有効性⑤完全小舎制養育実践の意味や根拠⑥家庭的養育と比較した今後の施設養育のあり方⑦小舎制養育における職員育成など、重要な論点を示している。10年間の実践を体験し、困難な大きな課題に取組み現時点での判断を積み重ねながら前進している。
- 小舎制による課題を解決する職員育成のシステムとして、主任の情報量の違いや方針に対する認識の違いを克服する組織運営の変革を推進している
- 大舎制から小舎制に移行する中で、集団の管理から子ども中心の生活へと発想を転換し、そうしたリーダーの育成に取り組んできた。現在、本園の6ホームそれぞれと、5か所の地域小規模児童養護施設をまとめる主任を配置している。小舎制の課題となる閉鎖性と支援のばらつきを防ぎ、小舎への支援体制をどう整えるかを主題とし、職員はどの主任にも相談でき、かつ主任同士は運営委員会で情報を共有する仕組みを構築した。会議の形も必要に応じて柔軟に変更している。組織をあげ、これまでの10年間を振り返り、今後の10年を拓くビジョンの検討に着手している。
- ◇改善を求められる点
- 施設のもつ専門性と包括的なネットワークを活用し、一般への養育モデルの提示につながる取組みの今後の展開を期待したい
- 本施設は、社会的養護施設のみならず、乳児院や保育所、児童家庭支援センターなど、地域子育て支援に関わる包括的な活動拠点の一角にある。児童養護施設は自立支援が目的であるからこそ、「自己（人格）形成を支援する」ことを最重視し、「一人の子どもを大切に育てるマニュアル」にケアの本質を示し、実践に繋げている。一般家庭の養育機能の低下が指摘される中で、施設の未来像として、一般家庭への養育モデルの提示を見据えている。現状の取り組みでも、アフターケアは、地域との連携や地域づくりの視点が不可欠であり、継続的かつ包括的な関わりが求められる。施設のもつ専門性と資源を活用し、一般家庭への養育モデルの提示につながる取組みの今後の展開を期待したい。
- 文書事務の効率化を図るため、伝えたいことの精査や記録内容の吟味などの検討を期待したい
- 毎日の会議は子どもが居室にいない時間の午前中を中心に行われている。会議体は運営委員会、リーダー会、心理会議など8種類あり、毎日何かの会議が開催され、話された内容は記録する必要があるため、その事務に追われ子どもの処遇に手が回らない状況も職員調査から散見されている。会議で話し合った結果伝えたいことは何かを吟味し記録にし、タイトルをつけ文字数を制限するなど記録の簡素化の検討と、事務の効率化のためにパソコンなどの環境を整えることを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

評価していただきありがとうございます。6年ぶりの地域計画連合さんによる受審でした。6年前と対比した結果の読み取り方ができたため、この間の施設での取り組みが子ども達に与える影響を感じることができました。特に利用者調査結果はその数値の増加割合から安心した生活の保障ができていたことを感じました。利用者調査結果にみる「大切に育てられていると感じるか」という項目の数値が高かったことは愛泉寮の掲げる養育理念が子どもの生活実感にまで繋がっていることを感じることができました。自分たちの日々の働きかけの結果として職員一人ひとりの自信と励みにもなりました。愛泉寮では子ども達の養育のために様々な仕組みを整えていますが、それらの取り組みが職員に行き渡り子どもの養育に活かされることが重要です。総評いただいた中で「養育モデルの追求」や「業務の効率化」等の課題をご指摘いただきました。これらの課題は今後の改善目標とさせていただきます、日々精進していきたいと考えております。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の基本理念は「愛の泉手引き」として作成され、全職員が所持している。運営理念は明文化され、法人理念と整合をとった施設理念を定めており、パンフレットや事業計画など、利用者や職員の目に触れるところに、明示している。 ・さらに、完全小舎制養育実践の10年を経て、地域からの児童養護施設への期待も高まり変化する中で、現在、職員を中心に今後に向けて理念の再検討を準備している。職員からも、もっと理念や方針を自分のものにしたいという声もあるなど、関心が高まっている。 ・毎週日曜日の礼拝には定例行事として全児童が参加をしている。様々な意見を踏まえた上で、保護者へはキリスト教主義であることを伝えており、施設入所の際にはその同意を得るようにしている。 		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・時代の福祉ニーズに応えるべく、様々な取り組みを行っている。施設長が外部の動きで社会的養育の動向をよく把握している。施設長は「埼玉県社会的養護推進計画」に参画し、その検討を行っている。 ・地域機関との連携をしている児童家庭支援センターや地域支援への取り組みを通して地域の変化や課題ニーズを把握している。4半期毎の事業報告で入退所に関する推移を把握している。 		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の状況については法人役員会で報告がなされており、それぞれの役員間でも情報が共有されている。施設の運営上の課題については運営委員会を中心にその都度上がってくる課題に対して具体的に対処が進められている。 ・法人全体の状況については施設長が寮職員会議と各種会議で職員に周知するのに加えて、月に1回の法人全体職員会議でも施設の職員に周知がなされている。 		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・中長期計画は法人の事業計画の中に明記されており、小規模児童心理治療施設の創設、児童家庭センターにおける里親フォスターリング事業の開始などを挙げている。一方、施設の大きな在り方を方向づけるものとして、2011年度より、小規模化と地域分散化を推進するため「地域分散化に関する事業計画」を年度毎に作成し、それに準じた取り組みを行っている。 ・完全小舎制実践の10年を受け、今後の長期方針について見直す検討に着手している。 		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・中長期の計画は法人の毎年の事業計画に明記されている。年度終わりには「事業のまとめ」を行い、実施内容の評価を行っている。 ・「運営方針・事業計画」はグループ会議、リーダー会議、運営委員会とそれぞれで意見の聴取を行ない職員会議にて検討・承認されている。そのため職員全員の参画と総意の下に作成されている。 		

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> 施設の事業計画書は各会議を通して全職員から意見を集め作成し、職員会議でも全体に周知している。 「運営方針・事業計画」で具体的取り組みが明記されている。年度終わりには「事業のまとめ」を行い、実施内容の評価を行っている。特に児童家庭支援センターは運営に関する具体的な数値目標がある。 		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> 運営方針、事業計画については、毎年「愛泉寮 事業計画（子ども・保護者用）」を作成しており、職員に伝えるだけでなく、簡潔に分かりやすく作り周知し、年度ごとの体制発表の時に全体場で説明している。A4-1Pの紙面に、キリスト教の聖句、基本理念、愛泉寮が大切にしているもの、年度事業計画の柱、大切にしている子育て方針をまとめている。 施設の事業計画書は、各グループ、面会室、会議室にも掲示をされていて保護者にも分かるようにしている。入所の際に保護者に説明している。 		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> 各種会議における協議・検討事項として、基本的な目標となる6本の柱を申し合わせている。①運営方針・事業計画の実現、②児童養護施設の社会的養護の実現、③児童の権利擁護の実現、④小舎制擁護の実現、⑤虐待ゼロ擁護の実現、⑥個別児童のケア内容の充実として、各会議の協議内容に反映しており、質の向上の仕組みの一つとなっている。 加えて、養育の振り返りで特に徹底を図るべき内容については、各種チェックリストにおいて組織的に振り返りの体制を整えている。 		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> 年に1回の自己評価、3年毎の第三者評価を実施している。自己評価や第三者評価の結果は職員会議の場でも全体に周知し、評価や課題の共有化を行っている。取組み課題に関しては必要に応じて見直し、改善を行っている。 日々行われている養育に関する各種チェックリストは個人の実施で完結させることなく、グループや職員全体で共有できるように実施体制もしっかりと整っている。 		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> 職員とともに実践と検討を重ね、全国的な活動において「児童養護施設の近未来像」を打ち出し、一般家庭への養育モデルを示す基本使命を明確にするなど、新しい方向性を示している。 職務分掌によって施設長の役割が明記されているとともに実践場面においてもそれに則った業務を遂行している。 広報誌やホームページにおいても、施設長からの役割責任を表明し、社会に発信している。 		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> 施設長は様々な団体に所属しており、それぞれの研修会や会合に積極的に参加していて、経営や法令等の情報を収集し、必要に応じて施設職員に周知されている。 平成29年度より、施設としての運営規程を定め、法令等の定めも盛り込み、運営上の基本事項を明確にして、周知している。 		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・リーダー会議や運営委員会、職員会議等でケアについての指導助言を施設長が行っている。施設内研修で施設長自らが講義を行ったり、施設内の研修も充実させている。日々子ども達の生活における情報も把握しており幅広い見識を持っている。 ・完全小舎制を実践する中で、必要な組織体制を構築し、職員を巻き込んだ不断の改善を蓄積して、質の向上を常に図っている。 		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・職場の労働環境の改善、人事、労務、財務等の動きを把握して業務の実効性向上に向けて積極的に具体的な動きをしている。 ・労働環境については、宿直回数の多さが課題となっており、その解決のために、1グループあたりの人員を見直すなどして給与改定も含めた見直しを検討している。 ・特に労働環境の改善に関しては重点的に力を入れている。経營業務の更なる改善のため外部からアドバイザーを導入し、リーダー層に対する個別コンサルティングなど新たな取組みも行っている。 		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・各学校への求人周り、求人広告の掲載、ハローワークでの求人、人材紹介業者の活用、求人サイトの活用等の積極的な採用活動を行っているが、職員数確保は安定していない。 ・求人活動が職員採用に効果的につながるよう、雇用形態の見直しなど、法人・施設としてさらに効果的な人材確保の取組みを視野にいれている。 ・一方、育成に関しては独自のプログラムを作成して実施している。職員の定着率は年々増えており、結婚しても続けられる職場環境になっている。 		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・職員採用に関しては職員採用規程で明確に定めている。人事考課制度があり、「個別職員目標自己管理シート」を用い、「子どもとの暮らしの中から、理解し共感し尊重し、共に育つ職員」を目指すべき職員像にもとづく、個人の目標管理を導入している。職員の目標像については現在見直しを予定している。 ・人事基準は明確になっている。ステップアップのための職位（サブリーダー・リーダー・主任・初級管理職・中級管理職・上級管理職）が段階的に定められている。基本理念の意識化と目指すべき職員像の明記を行っている。 ・職員処遇の水準に関しては処遇改善チームを立ち上げてその向上を目指している。 		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・職員指導の責任体制として、施設長・主任・リーダーが職員の状態をよく把握して、タイミングよく個別の相談をしながら職員の育成につなげていくことを基本としている。定期的な場としては人事考課面接、目標管理立案等のタイミングで面接の場（年に2回）を設けている。 ・職員へのメンタルヘルスは職員のストレスチェックを行っており、ストレス度が高い職員は産業医の相談を受けることになっている。 ・職員の働きやすい職場作りとして、主任職員及びリーダー職員の育成に取組み、宿直回数の低減を可能とする体制の検討、既婚者でも働ける職場づくりなどに取り組んでおり、多様な働き方を確保することで、職員の定着率は向上してきている。 		

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・「目標管理シート」を使用してそれぞれ一人ひとりが自発的に目標設定をし、それを職員同士で共有している。目標については月毎にスモールステップで立てることになっており、グループの中で共有する仕組みとなっている。 ・職員像に基づいて個々の職員が毎月目標を掲げ、達成のための日々の習慣や取組みとその結果を、個人とグループ職員も交えて振り返り、個別にフィードバックを行っている。 ・各主任は全職員の目標を把握するようにし、施設長は人事考課面接の際にその目標と達成具合も確認することになっている。 		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・職員育成については、年度事業計画において、「職員の育成・指導・教育について」として明示している。職員の法令遵守意識の強化、職制による育成・指導・教育支援、新任職員の育成・指導・教育・支援、職員の現任研修、メンタルヘルスの項目ごとに方針を明示している。 		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・施設内研修会が年間で8回計画が立てられており、主任とリーダーが講師となってテーマごとに学んだことを講義することになっている。事業計画の中にも目指すべき養育のあり方を明示している。SV研修、OJT研修も施設内で行っている。 ・主任による園内研修の仕組みは6年前からあるが、そこに、主任がスーパーバイズを受ける仕組みと、リーダーが現場に学んだことを返していく仕組みを加え、職員のケアの力量アップとOJTを通しての職員育成の充実に取り組んでいる。 ・グループ内での指導育成はOJTがメインとなっておりリーダーがOJTを適切に行えるようにするために会議や研修等での標準化やOFFJTの充実を行っている。 ・外部研修は積極的に案内をし、参加を推奨している。施設内研修もその時々職員の問題意識や課題に応じたテーマ選定をしており職員の良い学びの機会となっている。 		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・実習生等の育成・指導についても、事業計画に方針を明示している。実務上の指導マニュアルを整備しており、実習オリエンテーションもプログラムを組んで1日かけて実施している。 ・今年度から実習生の受け入れプログラムを改定し、児童養護施設をよく理解してもらい将来の職員採用に結びつくように様々な改善を行っている。社会福祉士の実習指導者研修を可能な職員は受講し、資格を持った指導者を増やしている。 ・実習期間終了後の管理宿直者のアルバイトや個別ボランティアに繋がるような働きかけを積極的に行っていく必要があるとしている。 		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによって定款、現況報告、事業報告、役員規程、個人情報に関する規程の情報公開を行っている。ホームページや広報誌を媒体として施設の運営方針や基本方針が社会に伝わるようにしている。 ・法人としてインスタグラム等のSNSを利用して施設の状況を発信している。 ・第三者評価も3年に1回定期的受審し、受審結果については、自治体や全国社会福祉協議会のホームページを通して公表されている。 		

②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・税理士による決算時の会計監査を受けている。事務に関しては各種諸規則諸規程に定められている。また外部から月に1回アドバイザーに来ていただいております、運営管理上の助言を得ている。 ・法人各施設の会計は施設長が法人の業務執行理事であり、毎月チェックを行っている。 		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域分散化を進めていく中で、子どもが地域と交流を広げる観点から、現場で発生しやすい事項について、対応方針を明文化し、マニュアルとして整備している。例えば、「加須夏まつり」「友人宅へ外泊に行く決まり」などがある。 ・職員・子どもは町内会の活動や子ども会の活動に参加している。また地域行事にも積極的に参加し、地域の方々との交流機会を設けている。 ・スポーツ少年団や習い事を通して地域との関わりを大切にしている。また年に1度のバザー開催や、チャリティーコンサート開催、学童クラブとのドッジボール大会の開催によって地域の方々との交流と触れ合いを行っている。愛の泉として保育所や学童クラブもあるので地域に開かれた施設として定着している。 ・地域との交流の場としてグラウンドにて学童クラブや保育所の児童保護者と関わる機会が日常的にある。 		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画運営方針にボランティアに対する基本方針は明文化している。「なずなの会」という文教大学の学生サークルによるボランティアとの関わりを30年以上継続して行っており、現在でも週に1回受け入れてそのサークルの活動の支援を行っている。 ・週に1回の一時保護所への学習ボランティア、年に3回の子どもへの散髪ボランティア、月に1回の紙飛行機制作ボランティア、年に1回のそば打ち体験ボランティア、年に1回の宿泊体験ボランティアの受け入れも行っている。 		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所・学校・地域との連携を図っている。児童相談所に対して、入所前の情報の充実やケースの情報共有など、必要な申し出や積極的な情報共有も行っている。周知が必要なことは会議の場で行っており、各機関の一覧は作成している。 ・地域でのネットワークづくりは併設している児童家庭支援センターが中心に行っている。退所児童に関するアフターケアに関しても県や民間団体が行っている自立支援事業を積極的に活用している。 		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の方々との相談業務に関しては児童家庭支援センターが中心となっていく中から、要支援家庭の見守りの実情等を地域の支援ニーズを把握している。今後、一般家庭への養育サポートとして、貧困問題への学びを深める必要性を認識している。 		

②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・今年度も継続して、一般社団法人すくすく広場と協力をして、「すくすくあそびのひろば（こども食堂）」を開催している。こども食堂とフードパントリーの取組みを通して「一般社団法人すくすく遊びの広場」「加須子ども食堂応援隊」「埼玉県フードパントリーネットワーク」の方々と連携を取り、相互の援助関係ができている。愛泉寮独自に子ども食堂の定期開催ができることを目標としている。 ・児童家庭支援センターを付置しており地域の子育て支援の中心となっていて行っている。また6市とのショートステイ委託事業と2市とのトワイライトステイ委託事業を受け入れている。 ・民生委員や里親研修の見学と研修の受け入れを行っている。里親の認定前研修は、里親支援専門相談員が講師としても参加している。 		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念は全職員が言えるようにしている。運営計画事業計画には、「子ども第一主義」を始め、子どもの養育に関する基本方針が11項目にわたり、明記されている。 ・各種会議においても、意思決定や協議が向かうべき共通の6つの柱として、養護に関する基本方針を含む内容を定めて、会議運営指針の冒頭に明示しており、各会議の議題や運営に反映している。 ・平成29年度に整備した施設運営規程とともに、標準化すべき養護の項目について、161項目におよぶマニュアルを整備し、各マニュアルの作成改定を職員が担うことで養育の標準化に役立てている。 		
②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会が管轄して、プライバシー保護に関するマニュアル「特定個人情報取扱マニュアル」を定め、それに準じたプライバシー保護を行っている。個人情報、マイナンバー管理についても取扱い規程を定めて適切に管理している。 ・建物の作りも、個室を中心にした居住空間で、プライバシーの確保を考慮した作りになっている。子どもの持ち物の取り扱いについても、取り扱い規程を明文化し、一人ひとりのものを大切に、きちんとした管理ができるようにしている。 ・権利擁護の方針は、毎年の運営方針及び運営計画の「施設の基本理念」に明示し、保障すべき児童の権利として「生きる権利（生命尊重権）」「育つ権利（健全発達権）」「守られる権利（被保護権）」「気持ちを伝える権利（意見表明権・参加する権利）」を明記している。 ・「施設内研修において権利擁護のテーマで研修会を実施しており、子どもの権利擁護の意識は職員の中で高く持っている。日々の養育の中で権利擁護の視点でケアの実践ができているかは「不適切なかかわりチェックリスト」や「性的問題行動チェックリスト」を用いていること、主任体制によって確認している。 ・チェックリストは、施設の完全小舎制移行の中で開発されたオリジナルのリストとなっており、自己チェック後グループ内での話し合いに活かしており、さらに職員のメンタルチェック機能の付加も検討している。 		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもには1年に1度事業計画を分かりやすくしたものを作成し、新年度に入る前に施設長から口頭で子ども、職員全体に説明をしている。それに加えて各グループに書面を掲示している。こうした取組を経て、子どもが自分で2つの大切なルールを言えるようになる場面もみられている。 ・保護者には事務所の面談室や見やすい場所に掲示して見ることができるようになっている。 		
②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所前に施設見学、施設説明、慣らし保育を児童と保護者共に実施している。 ・自立支援計画立案時に子どもや保護者からも意見を聞き、普段の子どもとの交流時に伝える生活内容に加えて、個別の養育方針まで保護者に説明をしている。 		

③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・措置変更前に施設見学、施設説明、慣らし保育を児童と保護者共に実施している。措置変更後は積極的にこちらから支援は行っていない。変更先とやり取りを行ない、必要であれば児童の支援を行うこととしている。 ・措置が解除された後のアフターケアについては、児童家庭支援センターに席をおいたまま、指導委託を受けるケースなどがあり、センターとの連携で支援している。東京都の自立支援コーディネーターのような施設独自の専門的な人的配置は今後の課題としている。里親委託と家庭引取り後の支援についても、今後の継続課題としている。 		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども会議を各グループで月に2回実施し、子どもの意見要望を吸収し満足度向上につなげている。 ・また日々の生活の中でグループ職員が見落としとしてしまっている子どもの状態を毎月20日に実施する「子どもからの聞き取り調査（20日チェック）」を実施することで拾い上げ、早めの対応につなげている。以前の隔月から、毎月に変更して実施している。 		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情には迅速に対処し、適切に処理している。苦情解決の体制が整備されていて、文書化したものを掲示している。また、適正に対処されているかどうかは第三者委員への報告を行い、承認を得ている。 ・月に1回開催する中学生会議を意見表明権行使の場としてグループの中で発することのできない意見や苦情を拾える体制を作っている。 		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常から意見や相談ができる関係性を構築できるよう職員は実践している。それでもうずもれたり、汲み取れない部分を毎月で実施している聞き取り調査にて個別に聞き取る機会を設けている。 ・“20日チェックがあれば、大丈夫”という子ども自身の意見にあるように、子どもにも意味が浸透し、安心につながっている。 ・意見表明権を保障する場として各グループで行っている「子ども会議」、中学生が集まって行っている「中学生会議」、高校生が集まって行っている「高校生グループワーク」を設けている。 ・相談相手についての文書化はしていないが、子どもが選択できる環境にある。子どもが自分の考えを表現できる場づくりと職員との関係構築の中から自己表現を促している。 		
③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見箱はいつでも投函できる場所に設置しており、「運営委員会」「リーダー会議」「寮職員会議」でその内容を検討し、その検討内容を子どもに返している。意見箱の設置と処理に関してはマニュアルで文書化されていて適切に処理している。 ・苦情カードというものは用意していないが、「子どもの意見箱」があり、入った意見の処理は、2週に1回のリスクマネジメント委員会で判断し処理している。入った意見によって、緊急性を判断し、職員、子ども、施設長への報告確認を行っている。苦情処理されたものに関しては年間の事業報告に掲載しホームページで公開をしている。 		

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議においてリスクマネジメントの項目を設けて協議を行っている。リスクマネジメント委員会は「運営委員会」と「リーダー会議」を兼ねて設置している。 ・危機管理に関する各種マニュアルが作成されていて職員に周知されていて、日常的に危険箇所の点検を行っている。 ・ヒヤリハットの事例は、職員会議での報告を義務化しており、月に100件を超えるヒヤリを提出するなど定着している。収集した事例は、各会議にて分析し対策を立てている。分析の結果から、現状では性的ヒヤリに注目し、取り組んでいる。 		
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・「感染症マニュアル」を作成しており感染症対策の標準化を行っている。看護師から職員会議にて安全衛生に関する注意喚起を行う中で感染症予防の周知徹底を行っている。 ・その際には書面を作成、配付しての周知徹底を行っている。法人として安全衛生委員会から全体職員会議で周知もされている。 		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・リスクマネジメント委員会のもとに、2011年より災害対策マニュアルを定め、発災後から事業復旧までを見据え、日常から災害までの対策を体系的に整理している。災害時の時の役割分担は防災組織表により明文化されている。危機管理マニュアルにて災害時の動きは明確化されている。 ・災害時の備蓄品も1週間分防災倉庫に備えており、ライフライン断絶時の際の避難連絡体制まで整えている。災害対策マニュアルを策定している。新たに水害対策も加え、水害訓練も年に2回実施している。 ・特徴として、災害発生時にどのような行動を取るのか、具体的に職員用、子ども用のマニュアルを用意し、明確にしている。子ども用はルビ付きで誰でも読めるように工夫している。 ・愛泉寮と愛泉乳児園合同で月に1回の地震火災の避難訓練を行っている。地域小規模児童養護施設も毎月避難訓練を行っている。年に1度消防署の要請訓練も実施し災害時に備えている。 		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・実践を踏まえて、周知すべき規範やルール、重要な知見をふくめて、161項目からなる養育・支援に関する各種マニュアルで規程している。これらは、職員が作成や見直しに取り組むことで標準化につながっている。 		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・その実施に関しては、各種会議や日々のグループ職員同士での確認動作、主任の介入等によって見直しが行われている。職員はどの主任にも相談できる仕組みとしており、それらは運営委員会において共有・検討されることによって、職員に対する指導の標準化にも役立っている。 ・標準化された支援方法を実際の支援につなげる手段となる自立支援計画は、計画と総括だけでなく見直しも設けており、養育・支援の連続性と生活感を大切にしている。 		

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援計画は、課題の傾向が異なる年齢別に様式を定めている。アセスメント項目は、基本的な生活習慣、心理的内面・情緒、自己形成、自立意識、学校・学力、社会性、家庭状況など、実践をふまえて緻密かつ明快に作られている。 ・各グループ会議を中心に自立支援計画を策定し、家庭支援専門相談員や心理職等の専門職の見立ても組み込み、主任や施設長が確認と助言を行い作成している。 ・日々のケアの内容は会議やケース検討会で話し合われているため、自立支援計画が継続して日常の生活場面に落とし込まれていく体制は整っている。 ・3年前から特に、自立支援計画が職員の一方的な立案にならないよう、子どもの目標が子ども自身のものとなるよう、「子どもとの自立支援計画立案表」「保護者との自立支援計画」を用いて本人や家族の本音を把握し、課題や目的の設定につなげている。 		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援計画は、年に1度ずつ見直しと評価を行っている。 ・グループ会議やリーダー会議、運営委員会等でケースの検討を随時行っている。小舎制を円滑に運営するため、現場に権限を下ろし、日々変化する子どもの状態については日々グループ内で検討し、決定できるような体制をとっている。 ・問題行動に関しては緊急の検討会議を開く等して、迅速な対応を行っている。 		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ケース記録は入所者管理システムを導入し、記録保管されている。ネットワーク構築によって地域小規模児童養護施設も含めてどのパソコンからでもアクセスすることができる。 ・ネットワークにより、記録の共有化が可能になり、内容についてもその都度指導することが可能になっている。「入所者管理ソフト」と「テラステーション」というシステムを導入しており、情報を一元管理できるようなネットワークを構築している。 ・記録の仕方については、活用の観点から、その目的や意義を明確にし、さらなる向上を図りたいとしている。 		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・情報管理については規定をしっかりと定めると共に、全職員から誓約書を提出してもらい徹底を図っている。 ・個人情報保護の基本方針を掲示して保護者や子どもにも内容が分かるようにしている。記録の保管責任者と保管場所は決めており不適切な漏洩がないようにしている。 		

内容評価基準（25項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の基本理念において、児童養護施設運営指針及び法令遵守と権利擁護を定め、毎年の事業計画に明示している。 ・「子ども第一主義」という基本方針のもと、子どもの最善の利益を追い求めて現在の体制や独自の取り組みがある。職員も子どものことをまず優先に考える職員集団となるべくさまざまなことを議論できる場とその様な風土作りを行っている。 ・主任体制を取っており、そこからのスーパービジョンをしっかりと行うことで良いケアが生まれていく体制になっている。 		

(2) 権利について理解を促す取組		
①	A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・「一人ひとりの子どもを大切に育てる」ためのマニュアルを定め、権利擁護の考えに基づく、体系的なケアのあり方を整理し示している。権利擁護の項目では、子ども自身が持っている権利を理解することとして、意見表明権、選択権、権利と義務、自己選択・自己責任のルールを押さえる必要性を説いている ・権利ノートを使用して各グループ毎に権利についての説明を年度初めに行っている。その後は個別の理解状況に合わせて個別の時間で説明をしている。 ・子ども達一人ひとりの生命に重みがあることと大切な存在であることは日々のケアの中で伝わるようにしている。 		
(3) 生い立ちを振り返る取組		
①	A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・出生からの情報を知ることについては、生い立ちの整理として重視し、全員を対象に行っている。年齢やケースにより、方法はさまざまであるが、真実告知の時の感情や、納得感を大切に、個別の状態、ケースの内容によってタイミングをみながら実施している。 ・児童相談所とも協力した上で共通認識のもと実施している。必要に応じて心理職員や保護者も介入して行うこともある。 		
(4) 被措置児童等虐待の防止等		
①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議とグループ会議にてそのチェックリストを用いて不適切な関わりに関することは定期的に協議を行い、対応についてそれぞれがグループで振り返る機会を設けている。暴言暴力チェックシートを毎月集計し、常に注意を喚起している。 ・虐待防止・事故防止については、「被措置児童等施設内虐待・事故発生の防止策」「事故防止マニュアル」に方策を整理し基本としている。 ・施設内虐待を防止するためのマニュアルに加え、「不適切な関わりチェックシート」を月1回使用し職員一人ひとりの意識向上を図ると共にお互いのケアに対する牽制機能が働くようにしている。 ・また、朝の打ち合わせ時に「虐待加害5原則」を唱和することによって被措置児童等虐待防止を職員に意識化している。施設内研修で施設内虐待をテーマとして扱っている。職員からは「虐待・暴力防止と権利擁護に関する誓約書」を提出してもらっている。 ・ホームの閉鎖性を回避するためにグループ体制以外にもフロア体制、フロア間連携、主任体制によって風通しのよい組織づくりを行っている。不適切な対応があった場合の報告対処も確実にしている。 		
(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
①	A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・男女混合縦割りのグループ編成をとっており、年長者が年少者へ思いやりを持って生活することを日常の中で伝えている。 ・「弱いものいじめ、暴力は許されないこと」として子どもには念入りに伝えられている。法人内の老人施設への慰問行事等のふれあいの場を設けている。 ・個別の時間や関わりが持てるような体制（個別外出や入浴や寝かしつけの時間を確保できるような体制）を作っている。日常生活の中で他人への思いやりや配慮について相手の気持ちを考えられるような支援を行っている。 ・各グループにて月に2回行う「子ども会議」、月に1回の「中学生会議」にて生活ルール改善の要望を出す機会としている。会議では、帰宅の時間やお年玉の額、携帯の所有やデータ通信量などについて、話し合い、生活を主体的につくる経験を促している。 ・月に1回行う「高校生グループワーク」では、施設で生活する子どもの悩みを共有しているなど、実感を大切にしている。 		

(6) 支援の継続性とアフターケア		
①	A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・入所前の施設や児童相談所への事前訪問や乳児院への慣らし保育等を丁寧に行い、安定して入所できるような配慮をしている。 ・受け入れグループでも、生活している子ども達への導入を行い担当職員を中心に入所児が安心して生活に入れるような配慮をしている。入所前に小学生以上の子どもは見学をしてもらい入所の意思を確認してから受け入れている。 ・事前に、入所する子どもの嗜好を把握し、食べたいものを用意している。転入転出手続きは、職員と子どもで対応し、ステップを踏んでいる。 		
②	A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援計画の立案を丁寧なアセスメントとともに、本人と保護者にも計画立案に関わっていることは、今後のリービングケアに向けた、重要な取組みとなっている。 ・アフターケア計画書を作成し、自立と家庭引き取りで異なる様式を準備し、退所後の記録整備も確実にしている。昨年度、25人のアフターケアを継続し、年間の対応件数は1,553件と県内でも抜きん出て多い対応件数となっている。 ・就労支援は、県内のNPOなどと連携している。必要に応じて、施設長が自立した生活を開始するための入居の保証人になるケースもあるなど、サポートしている。 ・12月の定例のバザーは、施設を旅立った子ども達と同窓会の機会となっており、2～30人の参加があり、訪れる職員、OG、OBとともに、交流を深めている。 		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援において、最も重要なことは「自己（人格）形成を支援すること」に置いている。また、具体的な実践につながる、「一人ひとりの子どもを大切に育てる」ためのマニュアルを整備している。 ・ケアの骨格となる自立支援計画では、子ども自身の状態を正確に理解するために、現状把握の項目を作り、特に、心理的内面、情緒の項目を重要視し、パーソナリティや自己展望、自己肯定感、自己確立の状況を明らかにしている。また、見直しにより、アタッチメントの状況と基本的信頼の項目を加え、自己表現や情緒的安定感の状態を把握できるようにしている。この事は、乳児院の併設により、幼児年齢の入所が多いことと関連が深い。 ・心理職員中心に施設内の研修を組み立てており、心理的側面からも子どもへの理解を深められるように職員育成を行っている。こうした取組みを通して、子どもの心理的内面まで理解するように全職員に意識付けられている。 ・特に子どもの心理的発達に関する研修会は必ず毎年実施している。日常生活の中から行動の裏側にある子どもたちの心情や背景まで職員は汲み取れるようにお互いに研鑽している。また養育とは何なのかということも施設長・主任も含めて施設で追い求めている。 		
②	A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・「一人ひとりの子どもを大切に育てる」ためのマニュアルの冒頭に、「ケアすることの基本」として、①養育者の豊かな感受性、②子の反応に穏やかに的確に反応すること、③適切なスキンシップ、④温かい心、⑤養育への傾倒、⑥子の心、状態に同期するように波長を合わせていること、を意識して子どもと過ごすことを重要としている。 ・完全小舎制養育体制をとっており（「会計」と「食」をグループで運営していること）、各グループによる裁量が大きく、子どもの状態が把握しやすく担当職員と子どもとの関係性が構築しやすい体制である。 ・担当職員との関係で満たされない部分はグループ内でのフォローで成り立っている。それでも対応しきれない場合は主任や他グループ職員が入り柔軟に対応をしている。宿直は13グループごとに1名ずつ配置されており、朝晩の職員体制は手厚くなるように勤務を組んでいる。 		

③	A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育理念にもあるように子ども一人ひとりのペースに合わせた個別的な支援を行っている。予防的な関わりをするために行動制止や指示を与えることをすることも対応内容によってはあるものの、基本的には子どもに自己選択をさせることを中心としている。 ・朝の時間は勤務体制によって1人の職員で対応することが多いが夕方から夜に掛けては職員が2名以上で対応できるような勤務を組んでいる。 		
④	A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常のケアの骨格となる自立支援計画は、発達年齢に応じて立てられている。自立支援計画書は、年齢や発達によって課題等の傾向の異なる点を踏まえ、年齢別の様式を用意して立てている。 ・地域に開放された施設でありスポーツ少年団や学習塾等の習い事も子どもの要望に応じた地域資源を活用できている。 ・子どもの発達保障の観点からもそれぞれの能力特性に合った進路選択を行っている。学生ボランティアや地域から遊びを提供してくれるボランティアを受け入れており、様々な体験を子どもたちができるようにしている。 ・敷地内の設備遊具も整っており幼児期、学童期に合った遊びのニーズに応えている。 		
⑤	A12 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの自立度チェックシート」を整備し、子どもの基本的な生活習慣の確立に役立てている。シートは、「身辺自立」「経済的自立」「精神的自立」「社会的自立」「危機管理」の5項目からなり、それぞれのチェック項目ごとに、具体的な内容があげられ、子ども自身でも確認ができるようになっている。 ・中学生会議や各グループでの子ども会議によって生活ルールの見直しは適宜行っている。施設の決まりごとはなるべく少なくしており、子どもと職員の関係性の中で生活が作られていくような仕組みにしている。「弱いものいじめはしない」「他人のせいにはしない」は愛泉寮の2大ルールとして子ども達に伝わっている。 ・子ども主体の生活ということ意識付け意見要望はいつでもあげられる環境にある。小舎制体制によって穏やかで安定した温かみのある生活の中で養育が行われている。 ・スポーツ少年団、学習塾等地域社会への参加も積極的に行っていて規範性や責任感を育てる機会としている。各グループへの掲示物等を工夫して子ども達が見て分かるようなやり方を行っている。 		
(2) 食生活		
①	A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人として統一した献立を作成し、各小舎のグループでの買い物も含め1日3食の全調理を行っている。子どもたちと買い物に行ったり、一緒に作るなど目の前で行われる調理は温かく家庭的な安心感を与えるというケアの意味でも大事にしている食育の取り組みになっている。 ・小舎の食育で大事にしていることに、一人ひとりの誕生日を祝うことがあり、子どもに食べたい物を聞いたり、ケーキを作って祝うなど特別の日として子どもも作る職員も楽しみにしている。季節に行われる行事も子どもに行事の意味を伝えたりしながら献立のメニューを変更するなどして、季節感を味わう機会にもなっている。 ・幼児から高校生までいるので、年齢や個人差に配慮した食事時間を設定し、高校生は夜食を自分で作るなどの機会も保障している。 ・子どものおやつはグループ費用からでるので年齢でおやつ代を決めて、小学生以下は希望を聞いて職員が購入、それ以上は自分たちで購入するなど自己管理ができるように働きかけている。おやつは子ども同士のコミュニケーションの場にもなっている。 ・調理環境や子どもたちの喫食状況を把握するために、検食簿や衛生点検表でチェックし子どもの成長に配慮した食水準を確保できるようにしている。 ・毎月1回給食会議が栄養士と各グループの職員の参加で開催され、献立の検討や衛生管理、食生活に関する意見交換を行うなど協議している。 		

(3) 衣生活

①	A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
---	---	---

【コメント】

・小舎のグループの中で、年齢が小さくても居室やタンスが与えられ、自分の物を管理できたり、好きな衣類を選べる環境になっている。衣類の選択に当たっては、季節や気候にあっているのかを考えさせたり、コーディネートを伝えている。
・身だしなみについても伝え習慣づくように働きかけるようにしている。グループの会計で1人5千円を基準に衣類を購入することができるので、一緒に衣類の購入に出かける機会をつくっている。小学校高学年以上になると、自立支援の一環として自分の衣類の洗濯をする機会をつくっている。

(4) 住生活

①	A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
---	--	---

【コメント】

・子どものケアの在り方を考える上で環境の与える要因は大きいと考え、6～9名の小舎で13グループでの居住スペースをつくっている。
・個室や2人部屋で自分の物をしまう場所やその子なりのスペースを確保し、個々の子どもが選択した空間が確保され、温かく安心感が持てるように配慮されている。個室の使用ルールがあり掃除の仕方や綺麗な状態を確保するための状態が明記され、整理整頓は自己管理を促す指導をしている。
・居室は男女混合での縦割りの生活になるので、キッチンから各居室が死角にならないような構造になっていて、男女の関係性に配慮できるようにリビングの家具の配置などを工夫したり、声の大きさに対する約束事をつくるなどグループの裁量に任されている。
・同じフロアの玄関を開けるとエレベーターホールを挟んで2つのホームがお互いのキッチンが見えるような構造になっていて、必要に応じて声を掛け合い協力できる体制が取れるようになっている。
・環境整備の基準を設け毎月初めの土曜日に環境整備・4S状況チェック表の確認項目に沿って実施し修理箇所の有無を確認している。衛生管理面でも細菌検査などを実施し、衛生上の基本動作を確認している。

(5) 健康と安全

①	A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
---	--	---

【コメント】

・子どもの基本的な生活習慣は、子どもの年齢や個別の状況に配慮しながら獲得できるように対応をしている。常駐している看護師と生活担当の職員が連携して子どもの健康管理を行い個人カルテを作成し、病気や健康に関する個別の把握が出来るようにしている。
・子どもにはうがいや手洗いなどの必要性を伝え感染症の予防のための声かけをしている。服薬が必要な場合の薬はグループで管理し定期通院が必要な場合には看護師が関わるようにしている。
・病児対応のマニュアルを新規に作成して、病児の定義や基本的なかかわり方、病児対応記録表などを整備し子どもの命や安全を守ることの行動内容を明確にしている。職員会議で看護師から医療に関する情報が提供され健康管理に対する職員の知識や対応力の強化に努めている。
・子どもが単独での外出もあるので、自転車での事故予防に交通安全指導を行ったり、ヒヤリハットの事例を集めるなどしてグループ会議やリーダー会議で把握した内容の検討と対策に努めている。

(6) 性に関する教育

①	A17 子どもの年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
---	---	---

【コメント】

・性教育委員会が各小舎から1名ずつの13名の参加で、年9回開催されている。「性」と「生」の内容をバランスよく伝えることを基本とし「傷つく子どもたちを出さないようにすること」を目的に性教育学習「ここから」(心と身体の意)のプログラムが実施されている。
・子どもたちは常に集団生活をせざるを得ない状況に置かれているので、人とのかかわり方や距離感をわかりやすく伝える内容になっている。夏と冬の年2回学年と性別に分けて実施している。プログラムの実施内容は性教育委員会で使用する資料なども含め内容を検討して、実施の都度グループの職員と振り返りを行い、子どもの理解度をフォローできるようになっている。プログラムの効果は、特に人との距離感やパーソナルスペースについての理解が深まっていることが子どもの言動から把握できている。
・職員には「性的問題行動チェックリスト」を年4回実施している。チェック項目は職員の危機感や子どもの関心、モラル意識等に分かれ、子どもの発達年齢に合わせ、幼児から小学2年生、小学3年生から6年生、中学生以上の区分になっている。
・安心した生活が送れるように「～性に関するルールの確認～」というマニュアルを作成し、小舎における性教育のポイントをまとめ基本的なルールを統一できるようにしている。
・性的ヒヤリハットを重点的にチェックして日常生活の中で性的問題を早期に気づき対処できるように取り組んでいる。職員は外部の性教育の研修に参加し、学んだことを施設の業務に活かしている。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

①	A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
---	--	---

【コメント】

・子どもの問題行動に対しては、児童相談所と連携をして問題対応をしている。いざという時に支援を要請できるよう、児童福祉司と面談をして話してもらうなどして、普段から状況の把握や共有ができるようにしている。
・これらの問題は担当グループだけでなく施設全体の問題と捉え、職員集団で取り組む体制を整えるようにしている。事例によっては運営委員会やリーダー会を開催し、グループの子どもや職員の人権を守るために生活グループの変更をするなど対応することもある。

②	A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。	a
---	---	---

【コメント】

・生活のグループを構成する時に配慮することは子ども同士の力関係を吟味して編成をしている。安心して生活できるためのルールとして「弱いものいじめをしないこと」「人のせいにならないこと」などの決まりがあり日常的に伝えているので、暴力や暴言などがあつたときには許されないこととして施設長に報告することも伝えている。
・子ども間の暴力を予防するため暴言・暴力チェックシートがあり個別名と身体・心理・自傷・暴動などの項目ごとに月日や回数を記入し、月毎にグループで集計し全体に周知している。職員の不適切な関わりに対しても、チェックリストを通して自分の言動を振り返る機会や会議で議題にするなど、起きた問題をオープンにすることで意識の向上を目指している。

(8) 心理的ケア

①	A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
---	-----------------------------------	---

【コメント】

・子どもの担当グループ職員と心理士が協働して養育に当たっている。グループからの依頼もあり、2名体制で被虐待児対象に心理セラピーや心理判定を行いグループにフィードバックをしている。
・心理士は、子どもの居住場所に積極的に入って子どもの状態を把握したり、個別にプレイルームを使って心理療法を行うなど、現場と心理の関係の強化を目指している。心理士に直接の相談をしたいという要望が子どもから入ることもある。
・心理会議を毎月1回開催し、子どもの情報交換や対応方法の検討をしている。また、3年前から新人職員とリーダー職員と別々に子どものケアの方法を学ぶ事例検討会を毎月1回午前中に2時間かけて行い、心理に関する知識や子どもへの対応方法を検討して、ケアの向上に努めている。必要に応じて、児童家庭支援センターの4人の公認心理士とも連携している。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

①	A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
---	-----------------------------------	---

【コメント】

・学習については、各自の居室又はリビングで勉強をしている。学力の差があるので個別の指導が必要な子の場合には、職員が時間をかけて理解度を増やせるように関わっている。また個別に学習の時間をとって宿題以外のドリルなどの勉強にも取り組めるように働きかけている。
・受験対策の必要性もあり学習塾に通うケースもある。学校との関係は定期的に連絡会を設けるなどして連携を密にできるようにしている。
・一時保護所を運営しており、一時保護児童の学習支援には、週に1回の学習ボランティアを導入し、施設で用意したドリルなどを解いて学力の維持向上につとめている。

②	A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
---	--------------------------------------	---

【コメント】

・進学支援については、親や本人の希望を踏まえ施設から進学できる範囲の学校を選択している。進路選択においては自己決定が前提となっているので、意識づけも含め本人と十分なやり取りをして、学校の3者面談にはグループ担当の職員と本人で面談に参加し、職員会議で進路状況の共有をしている。
・施設独自の奨学金制度を使って、子どもの夢実現のために専門学校や大学に通い資格取得のための学費援助をしている。その他退園後の資金にできるよう各種奨学金の申請の支援をしている。
・毎月1回「高校生グループワーク」を進路選択の情報共有の場として開催している。進路のことや高校生に特有な問題、バイトや貯金のことなどを話題に、卒園生のお話を聞く機会などを設け、全員参加となっている。
・学習塾の先生や学校の先生とはきめ細かい情報交換を行い、子どもの進路選択の支援ができるように連携をしている。高校中退した子どもに対しては、措置が継続できるようにして自立に向け就労移行ができるように関わっている。
・中学生は、社会性を身に付けるかどうかの分岐点として重視しており、進路指導に対して各グループでの課題があり、継続して検討が必要と感じている。

③	A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
---	--	---

【コメント】

・アルバイトや部活動、塾などで遅くなることもあるが、食事は一緒に食べることが基本になっていることを忘れないようにと伝えている。
・アルバイトは社会生活を知る機会になるので、積極的に勧めている。就職に対しては学校の進路指導を中心に対応し、法人内にある高齢者施設でのボランティアの職場実習を行っている。
・県の就労支援事業の中から各企業からの職場体験の情報を集め子どもの進路希望と合わせ、積極的に利用を勧めている。様々な奨学金の制度などを活用して運転免許の取得も促している。
・法人内の施設においての障害者雇用等の機会も活用している。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

①	A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
---	---	---

【コメント】

・家族との調整に関してはグループの職員が行うことが基本になっている。入所時に事業計画を説明し、離れていても保護者と協力して子育てをすることを伝えている。
・家族とは、グループでの生活の様子や子どもの成長の姿を細かく伝え、信頼関係を築くようにしている。
・保護者との面談で自立支援計画をつくることを伝え、子どもの性格や長所、短所、養育目標などを聞き取り、相談に応じる体制を整えている。
・子どもが親をどのように受け入れていくことができるかなどは、グループの中での職員とのやり取りで子どもの気持ちを把握しやすい環境にある。保護者との外出や帰省の際は、送り出しと戻ってきた時の子どもの状態を丁寧に観察するようにしている。

(11) 親子関係の再構築支援

①	A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
---	--------------------------------------	---

【コメント】

- ・月に1～2ケース位の家庭訪問を行い、親との面会や外出そして帰省など段階を踏んでいく場合には、家庭支援相談員を中心にケースの見立てをしている。
- ・親子訓練室と一緒に泊まるなど親子関係の再構築に向けた家庭引き取りにつながる在園期間としては、3年以内を目標にすることが望ましいと考えている。
- ・保護者への指導や援助はグループの担当者任せにしないように、家庭支援相談員や施設長、児童相談所と協議の上、丁寧な対応や進行の管理を行うようにしている。
- ・家庭支援相談員は家庭復帰後にも定期的に連絡をとるなどして、必要な支援ができるようにしている。